

第2回 有田町上下水道事業審議会

事務局: 定刻より少し早いですが、皆さんお揃いですので藤会長より挨拶をお願いいたします。

藤会長: 中東情勢が不透明で非常に不安を抱えながら生活していますが、それはそれとして、粛々と自分たちの仕事に邁進しなければいけないと感じているところです。それでは、第2回 有田町上下水道事業審議会を開始いたします。前回も申し上げましたが、十分に審議を尽くし、町民の皆様の理解を得られるような答申をしたいと思いますので、皆様よろしく願いいたします。それでは議事に入ります。次第にしたがって、資料の4ページまで事務局より説明をお願いします。

事務局: 資料の1ページをご覧ください。第1回目の審議会の振り返りとなります。下水3事業、いずれの事業も一般会計が負担すべき金額以外の繰入金である、基準外の繰入金を繰り入れながら経営を行っています。この基準外の繰入金を減らすことで、一般会計の負担減を目指したいということで今回皆様に審議いただいています。また、現在、有田町では浄化槽を町の財産として管理・維持を行う市町村設置型として運営しており、農業集落排水事業は2つの地区に限定して公共下水道事業のように集合処理を行っています。全国的にそういった処理方法による経営が厳しくなっている状況がありまして、根本的な解決が必要ではないかということを前回加藤アドバイザーより助言いただきました。ただ、今回料金改定を行いたいということで皆様にお集まりいただいていること、またその根本的な解決に向けての資料というものを事務局側も準備できていないことから、今回は料金改定を軸に審議を行っていただければと考えています。「今後の運営方法を検討しなさい」という答申をいただくことはもちろん問題ありませんが、今回は料金改定をさせていただければと思います。資料の2ページ、3ページをご覧ください。基準外の繰入を”0”にするとした場合、毎月20 m³の水を使用される平均的な家庭で、公共下水道事業は現在の230%の収入が必要ですので、月の下水道使用料が7,360円となります。浄化槽事業は290%の収入が必要ですので、9,280円。農業集落排水事業にいたっては、950%で30,400円となります。基準外繰入金を減らしたいのでこれを目標にしたいのですが、あまりに現実的ではありません。後ほどお示しする料金改定案も、現実的ではない改定額をどこに落ち着かせるかということで、経営の改善には至らないのですが、少しでも料金収入を増やしたいということになります。また、経営の実情としては下水3事業それぞれ異なっていますので、それぞれに合った料金を設定したいという考えもありますが、合併時より居住地区による不公平感がないようにということで下水3事業の料金を統一しているという

経緯があります。今後も統一した料金を継続するのかということを決定しないと議論が進まないのかなと思います。資料の4ページをご覧ください。オレンジの棒グラフが使用水量別の戸数を、緑の折れ線グラフが使用水量の分布を表しています。0～10 m³使用されているところが全体の33.4%、11～20 m³使用されているところが36.8%と20 m³までの使用者が大部分を占めています。こういったところを踏まえながらこれからの審議を行っていただければと思います。以上で説明を終わります。

藤会長: 第1回の振り返りと、町の考えを説明していただきました。加藤アドバイザーからご意見等ありますか。

加藤アドバイザー: 同じ町に住んでいながら場所によって料金が違うというのは、なかなか理解をいただけない部分ではあります。しかし、汚水処理に掛かるコストは事業によってかなりの差があります。統一料金は一見平等に見えますが、実は公共下水道区域に住まれている方にとっては不平等な状態です。そういうところを議会、町民の皆さまに丁寧に説明したうえで着地点を見つけるべきだと考えます。

藤会長: ありがとうございます。委員の皆様からも意見がありましたら発言をお願いします。

委員 1: 町民の皆さまが望んで今の状況になっている訳ではありません。旧西有田町時代、西有田地区でも公共下水道事業をやりたいという意向はありました。しかし、当時の議員さんの意見等もありまして、公共下水道ではなく合併浄化槽を整備した経緯があります。農業集落排水事業を開始したのも当時の町の施策によるものです。町民さんが望まれて今の状況があるのであれば別々の料金体系を採用するもの良いと思いますが、役場の施策によって今の状況があるわけですから、統一の料金体系としないと不信感を持たれる方はいらっしゃると思います。

委員 3: 全く同じ考えです。

委員 2: 今の事業形態をいつまでも続けることはできないと思います。どこかで線引きをしないと後世に対して汚点を残すということになると思います。農業集落排水は浄化槽に転換し、転換に係る費用は町に負担してもらう。その仕組みづくりを進めていかないと、なかなか議論が進まないかなという気はします。

事務局: 事業の在り方を変えるというのは、加藤アドバイザーからもありましたとおり、やはり避けては通れない議論だと思います。問題は、それをどのタイミングで行うかということで、町民の皆さまの理解を得ながらということになりますので、ある程度時間はかかるだろうと思います。こちら側の方針が固まらないと説明ができませんが、先ほど申しましたとおり現時点では提案す

るための資料を持っていません。どこかで必要な議論だということは重々承知していますが、料金改定をさせていただいて、その間に最適な方法を探り、方針を固める時間をいただければと思います。

藤会長: 期間を設けて皆様に納得してもらえる資料を準備いただければと思います。今回は統一の料金体系で料金改定を行うということで審議を進めてよいでしょうか。

(異議なし)

藤会長: ありがとうございます。それでは料金改定案について事務局より説明をお願いします。

事務局: 資料の 5 ページ以降になります。20%の増額改定、30%の増額改定の案を作成しています。本当に必要な収入額は 2 ページ、3 ページの額となりますので、20%、30%の根拠は正直に申しましてありません。言い方は悪いですが、事業を延命させるために現実的な範囲でどこを着地点とするか考え、20%、30%の案を作成しています。6 ページが 20%増額のパターンになります。改定案①が現行の基本料金、使用量に応じた従量料金を単純に 1.2 倍したのになります。人口減少が進んでいく中で、基本料金を増やすことが経営改善に効果的です。そこで基本料金をさらに上げ、その分従量料金を下げというのが改定案②となります。6 ページ下部の表をご確認ください。改定後の料金収入見込額を算出しています。これは 3 事業の合計額になります。改定案①で現行と比較し、4,300 万円の増収が見込めるということになります。改定案②の場合は 4,700 万円となりますが、これは 21.4%の増収ということになりますので、単価を見直し 20%に近づけることは可能です。7 ページが月に 20 m³使用されるモデル世帯ではどうなるかという資料です。改定案①の場合に 704 円の増、改定案②の場合に 440 円の増となります。要するに、ある程度水を使われている世帯ではそこまでの負担増とはなりません。4 ページのグラフをご覧ください。改定案①の場合はすべての世帯に影響しますが、経営改善効果が大きい改定案②の場合、基本料金の改定額が大きいので、水を全く使われていない方、高齢者の独居世帯、母子世帯などの水を比較的使用されないと考えられる方々への影響が大きくなります。一方、使用量が多い方は、従量料金を下げますので一定の使用量以降、現行の料金体系による料金よりも安くなります。8 ページ、9 ページは同様の考え方で 30%の改定を行った場合の表となります。今回審議を行っていただくにあたり、町長にも相談しました。料金改定については理解をいただきましたが、先ほど申し上げた高齢者の独居世帯、母子世帯などの方々への影響が予想される改定案②には難色を示されました。そのため、10 ページに改定案①により、月に 20 m³使用されるモデル世帯で 20%、30%の料金改定を行った場合、県内他市町との料金を比較したグラフを作成しています。30%の改定を行った場合、税抜 4,210 円となりますので県内で 1 番、20%の改定を行った場合、税抜 3,840 円

となり白石町に次いで県内で 2 番目に高い料金となります。12 ページ以降が料金改定を行った場合に、各事業がどのような状況になるのかという資料になります。12 ページは公共下水道についてですが、青く網掛けしている部分が増収見込額となりまして、20%増額改定した場合に 2,100 万円、30%増額改定した場合に 3,100 万円ほどの増収を見込んでいます。表の最下部に、「基準外繰入金を行う場合の現時点での要望額」という欄があります。これは一般会計に対し今後 5 年間の繰入要望額を提出しており、その要望額のうち基準外の繰入金額となります。これをグラフにしたのが 13 ページです。予定としては、公共下水道は少しずつ減っていくということになります。現在のところ更新計画は令和 12 年度までとなっております、それ以降の計画がありません。ただし、公共下水道も共用開始から 30 年近く経過し、次の更新計画を策定するとなると新たに設備投資のための資金が必要となり、基準外の繰入を行う必要が生じます。あくまで新たな投資を考慮しない現時点での見込ですが、増収分一般会計の負担を減らせると考えています。14 ページ、15 ページが浄化槽事業の見込となります。20%の増額改定を行った場合に、1,600 万円ほどの増収を見込んでいます。しかし、設置基数が増えることで維持管理費が嵩むため、一般会計への基準外繰入金要望額は増加していく見込です。16 ページ、17 ページが農業集落排水事業の見込みです。農業集落排水も今後の更新費用を現時点では含んでいないため、公共下水道事業と同様、少しずつ基準外繰入金を減らすことができると考えています。しかし、農業集落排水事業は接続されている人数が少ないため、増収額は 20%増額改定した場合で 100 万円程度となり、効果があるのか疑問に思われるのも当然のことと思います。17 ページのグラフで視覚的に見ても全然足しになっていないという状況です。18 ページ、19 ページをご覧ください。18 ページは基準外繰入金を 0 にして料金改定を行うとどうなるのか、19 ページが基準外繰入を行いながら料金改定を行うとどうなるのかということです。料金改定を行うことで、基準外繰入金の額を減額することはできますが、0 にすると経営が成り立たないという結論です。さきほど申し上げましたとおり、公共下水道事業につきましては、投資が全くなければ黒字を見込める可能性はあります。ただし、公共下水道事業は人口密集地を対象としています、いつまで人口密集地としてあり続けられるかは不透明です。浄化槽事業、農業集落排水事業は基準外繰入を行うことで赤字を解消していますので、19 ページに書いている赤字ではないというのはそういう意味です。赤字を発生させないように基準外繰入を行ったうえで、少しでもその金額を減らすことができると考えています。

藤会長：20%、30%の増額改定を行った場合、資料 10 ページのグラフのとおり、県内でも上位の金額となりますが、全国的にはどのような動きがあるのか加藤アドバイザーにお伺いしたいと思います。

加藤アドバイザー：長い間料金改定をされていない自治体が多いので、30%以上の改定率と

されているところも多いです。ところが、30%増額改定して佐賀県で1番下水道使用料が高い自治体になったにも関わらずほとんど経営が改善しないのであれば、町民さんも、議員さんも、町長さんも誰もそのようなことは希望されないと思います。正直に申しますと、使用件数も使用水量も少ないので値上げによる経営改善は期待できません。そうすると経営改善を行うためには、効率の悪い事業は廃止して歳出を減らすことが必要になります。国土交通省もこれまでは国民皆下水道を掲げていましたが、集合処理から個別処理、浄化槽事業については市町設置型から個人設置型への転換をすすめていると聞いています。全国的に市町では汚水処理事業を継続していくことが困難になってきているということです。今回の審議会では事業の見直しというところまで検討することは難しいかもしれませんが、当座の対応として20%程度の料金改定を行い、その間に歳出削減のために効率の悪い事業については見直しを行わなければ汚水処理事業と一般会計が共倒れになってしまいます。

委員 3: 県内他市町との使用料を比較した資料はありますが、基準外繰入金の額を比較した資料はないのでしょうか。他の市町ではどのような状況で、どのような取り組みをされているのかわからなければ、何故有田町だけ値上げの議論をしているのかという意見もありそうです。

事務局: 決算統計という調査において基準外繰入金の額を国に報告していますが、その内容については公表されていません。

委員 1: 先駆的に有田町が議論を行っているのであって、どこの市町でも同じような状況ではないかと思いますがどうでしょうか。

加藤アドバイザー: そうです。どこも同じような状況です。

委員 4: 10 ページの県内市町の下水道使用料のグラフは、いつ時点のデータですか。

事務局: 現時点でのデータです。

委員 1: 農業集落排水事業はこのまま継続しますか。合併浄化槽に切り替える考えはありますか。

事務局: 先日、町長とも話しましたが、今後維持できないことは明らかです。よって、楠木原処理場について、公共下水道に接続するという検討を行っています。仮に公共下水道に接続するとした場合、公共下水道事業での投資が必要となり、その費用効果等について直近2年で調査を行っています。個人設置型の浄化槽に切り替えるという案もありますが、そうするとその前段として、現在、市町設置型で設置している浄化槽を個人設置型に切り替える必要があります。

ます。いずれにしても何らかの方針を出さざるを得ない状況にあると思っています。

委員 1: 個人設置型への切り替えはなかなか理解を得られないと思います。市町設置型であれば 16 万円ほどの個人負担で浄化槽を設置できますが、個人設置型となると 100 万円以上の個人負担が必要かと思います。

事務局: おっしゃる通り、これまでに設置された方は 16 万ほどの個人負担で済んでいたのに、今後新たに浄化槽を設置される方は 100 万円以上の個人負担をお願いするというのは難しいと思います。

加藤アドバイザー: 農業集落排水施設は間もなく機械・電気等の更新時期を迎えると思います。そうすると億規模の投資が必要になります。世帯数で割り戻して考えると、浄化槽の個人設置に係る費用を全額負担したとしても大差ないと思います。

事務局: そうすると、一時的に一般会計に多大な負担が掛かります。そういったところをシミュレーションしないとなかなか結論を出せませんが、まだそこまでの議論に到達していません。

委員 1: 正直もう破綻している事業なので、例えば 10 年後だとしても浄化槽への切り替えというのを周知徹底する必要があると思います。

事務局: 同時に、現在の市町設置型で設置している浄化槽の個人設置型への切り替えを行わないと不公平感が出ます。まずは役場内で事業費等のシミュレーションを行い、方針を固めたうえで審議会等に諮り、了承をいただいたうえで町民の皆様からの理解を得るという進め方が必要だと思います。

藤会長: 今回の審議会の答申において、そのような内容を含める必要もありそうですね。

事務局: もちろん含めていただいて構いません。

委員 1: 個人設置型となると、浄化槽の点検、修繕等の費用が個人負担になります。一方で、公共下水道については負担がありません。そのあたりの不公平感を拭うためにも、理論立てて説明していくことが必要だと思います。

事務局: 現状を知っていただき、丁寧に説明し理解を得るしかないと思っています。

加藤アドバイザー: 個人設置型になると下水道使用料を払う必要が無くなります。値上げした下水道使用料の負担と、個人で浄化槽の維持管理にかかる費用負担を比較すると、あまり変わらないと思います。そこをシミュレーションし、町民の皆様の負担が増えるわけではないということを示さないと納得していただけないと思います。

委員 1: 私事ですが、自宅に浄化槽を設置した当初は、私も自分で浄化槽の管理を行っていました。数年後に町に寄付して現在は、町で管理してもらっています。個人で設置された方は元に戻るということですね。使用料がかからなくなるということであれば十分納得いただけるのではないのでしょうか。

事務局: 維持管理費に必要な負担と、使用料としての負担を比較して、使用料を支払った方が安いとなった場合が難しいですね。料金改定を繰り返して、維持管理費を自己負担した場合と同水準まで使用料を上げざるを得ないという状況も考えられます。先ほど加藤アドバイザーからあったように、国としては公共下水道でさえ個人設置型の浄化槽へ転換する方針を打ち出しています。

藤会長: ここまでの審議をまとめますと、基準外繰入金的大幅な減額には繋がらないものの、少しでも一般会計の負担を減らすために、20%あるいは30%どちらの割合で料金改定を行う。また、基本料金と従量料金をどちらも増額する改定案①、改定案①よりも更に基本料金を増額し従量料金を減額する改定案②の案を提示されましたが、どういたしましょうか。

委員 3: 改定案②について、何故従量料金を減額する必要があるのでしょうか。基本料金を増額するだけではいけないのでしょうか。

事務局: 増額の改定率を目標とする数値に合わせるためです。基本料金を大幅に増額している分、従量料金を減額しないと改定率が目標とする数値を超えてしまいます。

委員 2: 減額することはないのかなと思います。そういう部分では、改定案①の方がしっくりきますね。

委員 7: 私の所属は使用量が多いので、改定案②を推したい気持ちはあります。ただ、生活が苦しい方々への配慮という点も我々の仕事の一部ではありますので、改定案①がいいのかなと思います。

委員 6: 以前の水道料金改定の審議会の中でも話がありましたが、一度に大幅な増額をしてしまうと、特に使用量が多い方は困られますので配慮が必要だと思います。水道使用料を改定した時はどれくらいの増収となったのでしょうか。

事務局: 水道使用料金改定の際の審議会では、25%増額を事務局より提案させていただきました。結果は15%の改定となり、以降の5年を目途に更に10%を目安とした増額改定について検討するという結論となりました。料金収入としては、4,300万円ほどの増収となりました。

委員 2: 改定案①による20%の改定が良いと思います。

委員 4:私の所属も使用量が多いため個人的には改定案②が助かりますが、改定案①の方が良いと思います。

藤会長:改定率は20%、増額の方法は基本料金も従量料金も均等に増額する改定案①としてよいでしょうか。

(異議なし)

藤会長:ありがとうございました。次回の審議会では水道使用料の改定を行うか、また、改定する場合はその時期について審議に入ります。お疲れ様でした。

事務局:ありがとうございました。次回から水道使用料の審議に入りますが、事務局側としては、一気に町民さんの負担が増すことは避けるため、水道料金と下水道料金を同時期に値上げしたくないという考えを持っています。次回以降の審議もよろしくお願いいたします。